

各指標の算出式

- 一人一日当たりのごみの量 $= \frac{\text{ごみの総排出量}}{\text{人口} \times 366}$
- 処理しなければならない
ごみの一人一日当たりの量 $= \frac{\text{ごみの総排出量} - \text{資源ごみ量} - \text{集団回収量}}{\text{人口} \times 366}$
- 一人一日当たりの家庭系ごみの量 $= \frac{\text{総排出量} - \text{事業系収集ごみ量} - \text{生活系資源ごみ量} - \text{集団回収量}}{\text{人口} \times 366}$
- リサイクル率 $= \frac{\text{総資源化量}}{\text{収集ごみ量} + \text{直接搬入ごみ量} + \text{集団回収量}} \times 100$
- 一人当たりの最終処分量 $= \frac{\text{最終処分量}}{\text{人口}}$
- 一人当たりのごみ処理費 $= \frac{\text{建設・改良費} + \text{処理及び維持管理費} + \text{その他経費}}{\text{人口}}$

(注1)「ごみの総排出量」とは、市町村等が収集した又は直接搬入されたごみの量及び集団回収量の合計値をいう。

(注2)「資源ごみ量」とは、古紙や空き缶、容器包装プラスチック等、再資源化を目的に、市町村等が収集したごみの量及びごみ処理施設に直接搬入されたごみの量の合計値をいう。

(注3)「集団回収量」とは、町内会や子ども会等が実施している資源ごみの回収で、市町村が用具の貸し出しや奨励金の交付等で関与しているものの量をいう。

(注4)「生活系資源ごみ量」とは、「資源ごみ量」から事業活動に伴って発生したごみ量を除いたものをいう。

(注5)「総資源化量」とは、資源化量及び集団回収量の合計値をいう。

(注6)「資源化量」とは、市町村等が収集した又は直接搬入されたごみのうち、直接もしくは選別・施設処理などにより、資源化されたものの量をいう。